

手順①

・申請書を記入した日を記入してください。

・申請・請求者欄は世帯主の氏名、生年月日、住所、日中連絡可能な電話番号（携帯可）を記入してください。

※代理人が代わりに記入する場合は、別紙の「委任状」を記入し、本申請書と併せて提出してください。

※現住所が令和6年12月13日時点の住所と異なる方は※欄を記入してください。

手順②

・18歳以下の扶養している児童を記入してください。

※確認書が届いた世帯で、対象児童欄に記載されていない児童のみを本申請書に記入してください。

手順③

・該当するいずれかの欄(□)にチェック✓を記入してください。

※扶養している児童が市外で別居の場合は、対象児童の世帯状況と親子関係の確認のため、①別居監護申立書、②対象児童の世帯全員の住民票、③戸籍謄本を必ず提出してください。

市内で別居の場合は、住民票が省略できます。（必要書類の②、③については、別居先の市町村に郵便請求ができます。）

記入例

こども加算(2万円)

令和6年度 住民税非課税世帯等給付金(こども加算)申請書(請求書) (住民税非課税世帯で申請を必要とする世帯の場合)

給付市区町村【基準日(令和6年12月13日)
時点で住民登録がある市区町村】

丹波市長 宛

丹波市
受付印

裏面の【誓約・同意事項】の全ての内容に誓約・同意しますので申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)		申請日	令和7年 ○ 月 ○ 日
(フリガナ) 氏 名 タンバ タロウ 丹波 太郎	生 年 月 日 大正 昭和 平成 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	令和6年12月13日時点の住所 〒○○○-○○○○ 丹波市○○町○○ ○○-○ 電話 ○○○○(○○)○○○○ ※現住所(令和6年12月13日時点の住所と異なる場合はご記入ください) ※	

2. 対象児童(給付要件確認書に記載のない対象児童についてのみ記入してください。)

対象となる児童の範囲は以下のとおりです。

- 令和6年12月13日時点で上記「1. 申請・請求者(世帯主)」と同一世帯である18歳以下の児童(平成18年4月2日生まれ以降の児童)
- 令和6年12月14日以降に出生届を提出された新生児
- 単身で寮に入っている児童など別世帯であるが扶養している児童(当該児童の属する世帯の世帯主への支給を原則とします)

	(フリガナ) 氏 名	申請者・請求者との 続柄	個人番号(マイナンバー) 生 年 月 日	同居 別居の別	住所(申請者と住所が異なる場合のみ記載) ※記載した場合は、対象児童の世帯全員の住民票を提出してください。
1	タンバ ハナコ 丹波 花子	子	平成 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	☐ 同居 ☒ 別居	○○県○○市○○町○○
2	タンバ ジロウ 丹波 次郎	子	平成 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	☒ 同居 ☐ 別居	
3			平成 令和 年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居	
4			平成 令和 年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居	
5			平成 令和 年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居	

3. 受取口座

○令和6年度住民税非課税世帯等給付金(3万円)の給付対象世帯の場合、令和6年度住民税非課税世帯等給付金(こども加算)は、同じ口座に振り込まれますので、以下の口座の記入は不要です。

※給付金が振り込まれた口座が解約・凍結などにより使えない場合や、住民税非課税世帯等給付金(こども加算)のみを請求する場合は、下欄に記載の上、受取金融機関口座確認書類のコピーを添付してください。

長期間入出金のない口座を記入しないでください。

金融機関名	店名	分類	口座番号 ※右詰めでご記入ください	口座名義(カタカナ) ※通帳の表記に合わせてください
○○○ 金融機関番号	銀行 〇農協 〇信金 〇() 本店 〇支店 〇出張所	☒ 普通 ☐ 当座	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	カタカナ タンバ タロウ
ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は※欄にご記入ください	通帳番号 ※右詰めでご記入ください	口座名義(カタカナ) ※通帳の表記に合わせてください カタカナ	

(注) 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りができない方は、丹波市 社会福祉課 住民税非課税世帯等給付金(こども加算)担当(TEL 079-47031)までお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

手順④

・受け取りを希望する口座を記入してください。

※令和6年度住民税非課税世帯等給付金(3万円)の給付対象世帯の場合、令和6年度住民税非課税世帯等給付金(こども加算)は同じ口座に振り込むため、口座の記入は不要です。

裏面も必ず記入してください。

・全ての項目を確認してください。

※扶養の有無を確認してください。

「扶養」とは

税法上の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、年少扶養、青色事業専従及び事業専従の対象となっている方

※別世帯でも扶養を受けていることがありますので、必ずご家族に確認してください。

【誓約・同意事項】

- ① 住民税非課税世帯等給付金(こども加算)の給付要件(※)に該当します。
※住民税非課税世帯等給付金(こども加算)の給付対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。
ア 世帯の全員が、令和6年度の住民税非課税者である。
イ 世帯の全員が、別世帯の令和6年度の住民税課税者に扶養されていない世帯か、一部の世帯員のみが扶養されている世帯である。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者がいない世帯である。
- ② 世帯の中に、所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 既に令和6年度住民税非課税世帯等給付金(こども加算)の給付を受けた世帯ではありません。
- ④ 住民税非課税世帯等給付金(こども加算)の給付要件の該当性等を審査等するため、丹波市が世帯員全員の必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求める(提供する)ことに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類を提出します。
- ⑥ この申請書は、丹波市において給付決定をした後は、住民税非課税世帯等給付金(こども加算)の請求書として取り扱うことに同意します。
- ⑦ 丹波市が給付決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年7月31日までに、丹波市が申請・請求者に連絡又は確認できない場合に、住民税非課税世帯等給付金(こども加算)が給付されないことに同意します。
- ⑧ 住民税非課税世帯等給付金(こども加算)の給付後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、住民税非課税世帯等給付金(こども加算)給付要件に該当しないことが判明した場合には、住民税非課税世帯等給付金(こども加算)の全額を返還します。

提出書類

※提出する書類について、チェック欄(□)にチェック✓を入れてください。(①～③は必ず④～⑥は必要に応じて)

- ☒ ① 『令和6年度住民税非課税世帯等給付金(こども加算)申請書(請求書)』(本書)
- ☒ ② 『申請・請求者本人確認書類のコピー』
※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等のコピーいずれか1点を添付してください。
- ☒ ③ 『受取口座を確認できる書類のコピー』
※通帳やキャッシュカードのコピーなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分のコピーを添付してください。
- ☒ ④ 申請者の住所と対象児童の住所が異なる場合は、『別居監護申立書』、対象児童の世帯全員の『住民票』と『戸籍謄本』
※他市に住んでいる児童の世帯状況と親子関係の確認のため必要です。ただし、対象児童の住所が丹波市の場合、住民票は省略できます。
- ☐ ⑤ 『令和6年度の住民税非課税証明書(コピー)』
※令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する「令和6年度の住民税非課税証明書のコピー」を添付してください。(令和6年1月2日以降に丹波市に転入された世帯全員分)
- ◎世帯主に代わって代理人が申請(受給)を行う場合のみ必要なもの
- ☐ ⑥ 『委任状』と『代理人確認書類のコピー』
※市が指定する委任状を提出してください。
●委任状には、代理人の本人確認書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、パスポート等)のコピーいずれか1点を添付してください。
●代理人の口座に振込する場合は、受取口座の「金融機関名」「口座番号」「口座名義人」が確認できる書類(通帳やキャッシュカード等)のコピーを添付してください。
●法定代理人の方が申請する場合は、世帯主との関係性がわかる書類のコピーを添付してください。

手順⑤

・①～③は必ず提出が必要な書類です。全ての書類が添付されているかを確認の上、チェック欄(□)にチェック✓してください。
・④～⑥については、必要に応じて書類が添付されているかを確認の上、チェック欄(□)にチェック✓してください。